**令和３年度　第１回大阪府景観審議会　会議要旨**

**住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課**

開催日時：令和３年７月29日（木）14:00～16:00

出席委員：武田委員、中島委員、長町委員、野呂委員、久会長、横山委員、石川委員、加藤委員、鈴木委員、松田委員、栗山委員、黒田委員、紀田委員、梅野委員、田中専門委員、

林専門委員

◆大阪府景観審議会委員の紹介（会長専任、副会長任命）

　互選により、久隆浩氏が会長に就任。川﨑雅史氏が会長代理に就任。

◆ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクトについて

（事務局説明）

（委員）

　今回、初めての参加で存じ上げていませんでしたが、非常に良い行いをされていると思いましたので、チラシ配布等のPRに当組合で協力させていただければと思います。

（事務局）

　これから景観フォトラリーの内容を詰めていきますので、チラシ配布等PRにご協力いただければと思います。ありがとうございます。

（委員）

　素晴らしい取組みでビュースポットが伝わっていくのは良いと思いますが、2024年に大々的にやっていくための前哨戦ということでやっていくのだと思います。気になりましたのは、景観の部門から外向けに出していくということは、あらゆるもののデザインをきちんとやることが重要でして、阪急とJRに出している試しの映像ですが、ご存じのようにIOTの時代になって、ホームページのデザインやあらゆるもののビジュアルデザインのレベルが上がっています。まず、選定した画像に入っている筋はなんでしょうか。また、３つを同時に出す必要があるのか、文字の書体等が最適なのか。これで思うのは、プロに頼んでおらず、おそらく職員が作成して出しているのだと思います。それは致し方ないかもしれませんが、外向けに出していくことが重要です。多少のお金でできますので、せめて、何かの手段で、学生に頼んだり、大学とタイアップする等あると思いますので、出していくところのデザインまできちんとしていただけたらと思います。

（事務局）

　貴重なご意見ありがとうございます。これは職員が作成してまして、デザインも全然ダメなのかなと思いますが、試しに作成しているところです。先ほどの意見については、内部で検討させていただいて、今後の発信にあたっては、十分に注意させていただきます。ありがとうございます。

（委員）

　試しに素人でということでさえも危険すぎて、昨今いろんなものが問題化していますが、外に出すことが本当に大事ですので、よろしくお願いします。

（委員）

　記憶が定かではありませんが、第１回の応募のあとに若い世代の方の募集も強化した方が良いという意見もありまして、私もいただいたチラシをいくつかの場所で配布しましたが、第２回の応募者の属性の分析結果があるようでしたら、教えていただきたいです。

（事務局）

　個人で応募いただいた方の属性をどこまで出してもらえるかということもありまして、今回はメールやInstagramでの募集も行いましたので、あまり個人情報を出していただいていないので、そこまで掴めていません。次回の募集の際に、どういう応募の仕方にするかは検討する必要があるかと思っています。

（委員）

　14頁にある個人か自治体職員かまちづくり団体かという項目しかないということですか。

（事務局）

　そのとおりです。

（委員）

　確かに個人情報に関る部分で、どこまで聞けるかもありますが、年代や居住地ぐらいを聞いておけば、今後のPR等の際の情報源になると思いました。

（委員）

　私も同様に思いました。いわゆるマーケティング戦略で、どういう手段でどういう訴え方をすれば誰に届いているか、ということを確認しておくと、次回のときにもっと効果的、効率的にできると思いますので、ぜひともそのあたりは受け身で受けるのではなく、戦略的に使っていただければと思います。

（事務局）

　これから、来年の初めに第３回の募集をして、第４回もやりますので、そのときに配慮して募集に努めたいと思っております。よろしくお願いします。

（委員）

　私の方から２点お伺いしたいと思います。ご説明にあったかもしれませんが、これは選定された場所の管理者、所有者にはお知らせや、選定されたということの確認はとっているのかということ。大阪府として、みなさまに知っていただくということも良いですが、ビュースポットを整備していくという、景観整備のサポートについて、管理者、所有者とどういった形でされていく計画があるのか。ますます磨きをかけていくというこが重要なのかと思いますが、将来的に、近々でされるのでしょうか。

（事務局）

　公表にあたり、地元の市町村と実際に管理されている方に同意を頂いています。このように公表しますということでご了解いただいたうえで、公表しています。２点目の今後の取組みですが、委員の仰る通り、課題だと思ってますので、これから考えていきたいと思っております。最終的に100か所程度を公表しますので、公表だけでなく、大きく打ち出すためには、維持・管理についても考えていかないといけないと思っております。

（委員）

　必ずしも金銭的なインセンティブだけでなくて、サポートしていく体制であったり、そういう方々が集まって、大阪の景観について語り合うということで、より良い場所にしていくという取組みをぜひやっていただきたいと思います。

（事務局）

　今年の３月から５月にかけて、第１回に選定された28か所の写真と動画を募集させていただきまして、40件ほどの応募がありました。どういう方たちが出されているのかというのは非常に大事だと思っていまして、こういう方たちを景観のファンにして取り込んでいきたいと思っています。こういう方たちを集めて、今後、シンポジウムのようなものに繋がっていければ良いと思っています。どういう進め方にするかについては、これから考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

（委員）

　応募のあった動画は見れますか。

（事務局）

　ここでは見れませんが、大阪府のホームページに掲載していますので、そちらからご覧いただけます。

（委員）

　先ほどからデータの取扱いのお話がありましたが、応募いただいた方だけを追いかけるのではなくて、サイトにアップされているものをどういう属性の方たちが見に来ているかというデータを活用して、市町村の観光部局等にも情報を伝えていくことや、市町村の方々が自分たちのところにもこんなに良いところがあるので積極的に見てほしい、ということが展開できるような仕組みをデータの情報交換を促進することで、府と市町村が一緒になって景観を盛り上げていく。そのような仕組みがあると良いかと思います。

（委員）

　この冊子を初めて見ましたが、これはどこで配布されていますか。

（事務局）

　ホームページに掲載していますが、冊子は配布していない状況です。

（委員）

　せっかく作られたので、これからは市民の方が手に取れるところに置いていただければと思います。

◆公共事業における景観面でのPDCAサイクル制度について

（事務局説明）

（委員）

　景観に大きな影響を与える公共事業について、PDCAサイクルを構築されているのは素晴らしいことだと思いますので、今後もより一層進めていただければと思います。

　今日、ご紹介いただいた案件が建築系の案件が多いことが気になりまして、公共事業だと土木事業が景観に与える影響が大きいかと思います。土木事業は景観で言えば、図と地の地の部分に当たるので、ランドマークとして目立つものではありませんが、影響を与える部分が大きいかと思いますので、今回、橋梁を入れていただいてありがたいのですが、他にも河川や道路等の規模の大きいものもこのサイクルに乗せれるように働きかけを進めていただきたいです。

　例えば、先ほどのモノレールに関しても、駅舎の部分だけでなく、高架橋の部分等の都市に与える影響の大きい土木構造物を拾っていただきたいです。

（事務局）

　今回、初めて都市整備部の土木工事といわれる、モノレールと橋梁について、アドバイス会議まで持ってきましたが、それ以外にも土木構造物はたくさんあると思いますので、これを取っ掛かりにしてほかの業種においてもアドバイス会議に取り組みたいと思っております。

　また、河川部門になりますが、三大水門を造っておりまして、こちらは別の審議会で議論をされております。二つの審議会で議論するのは作業的にも非効率でございますので、こちらは河川の審議会にお任せしている状況です。それ以外については、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

（委員）

　事務局からはストレートに言いにくい部分もあるかと思いますが、私も他県で景観のアドバイスをさせていただいていますが、同じ部内の物件についてはアドバイス会議にかけていただきやすいですが、他の部の土木系の事業については、なかなか難しいところがあります。民間事業者は届出義務がありますので話合う機会を作れますが、同じ公共事業部門でも他の部に口を出していくことが嫌がられることもありますので、そこにどう穴を空けていくかということだと思いますので、今後、頑張っていただきたいと思います。

　それから、事務局からありましたが、土木事業でも大きい事業の場合は、自らのところで委員会を持っていますので、そこにお任せしても良いかと思います。次の話をすると、大阪モノレールの荒本駅は東大阪市になりますが、私が東大阪市の景観審議会の委員もやっておりまして、東大阪市でもそろそろ委員会にかけていかないといけないという話になっております。そういう意味では市町村と大阪府の景観アドバイザー会議をどう役割分担していくかということも検討する必要があるかと思います。これから案件が増えていくほど、整理をしないといけない部分があるかと思いますので、よろしくお願いします。

（委員）

　先日、建設事業評価審議会が開催されましたが、議題として広幅員道路の無電柱化の案件がありました。市町村をまたいだ大きな構造物になっていましたが、お金の面での良し悪し等が中心となっていて、どこに植栽帯あり、どのような樹木が植えられるかも分からない状態でしたので、こういう景観審議会の中で調整されてデザインが上がってくると、無電柱化なので景観に影響がありますので、ぜひ、しっかりやっていただければと思います。

（委員）

　先ほどの委員の土木のお話にはすごく共感していますので、引き続きお願いします。資料のなかで特にパブリック性が高い、モノレールと橋梁は他都市で協議している中では夜間景観が非常に重要になっています。土木のジャンルでも私は土木学会のデザイン賞の審査委員をやっていますが、夜間景観がとても出てきます。今の部会委員の中には夜間景観の専門の方がいないので、その部分が不足していましたら、審議会の委員ということで何かいただきましたら意見させていただきます。モノレールは非常に大事ですので、3駅を一度に協議することでデフォルトのガイドライン的な考え方を持つことができますので、ここでしょうもないことをしてしまうと後がありませんので、少なくとも大都市では駅前広場の作り直しをやっていますので、これはとてもチャンスですので、他のモノレールの駅前広場もどうですか、というチャンスですので、頑張っていただけたらと思います。

（事務局）

　貴重なご意見ありがとうございます。持ち帰らせて検討させていただきます。

（委員）

　ご説明いただいた内容は大阪府の事業に対する制度だったかと思います。記憶が曖昧ですが、過去の議論ではこの制度を基礎自治体のなかで景観アドバイザー会議をもっていない自治体の支援の仕組みとして使えるのではないか、というお話がありまして、どこまでニーズがあるかは分かりませんが、景観アドバイザー会議を持っていない自治体の民間開発に対するアドバイスや基礎自治体の事業で要望があれば大阪府のアドバイザー会議で審議していくことは可能かと思いますが、展開としては、どのようにお考えですか。

（事務局）

　将来的には民間事業に対しても活用していきたいですが、現状は府の事業を対象にした制度としていますので、もう少し意見を通してからの民間誘導かと考えております。

（委員）

　今後の展開として数の議論だと思いますが、大阪府の事業に対してチェックをするということで、基礎自治体のアドバイザー会議とのダブルチェックがかかって良いとは思いますが、どちらかというか、手薄になっているところのサポートをすることの方が中間支援自治体としての役割も大きいかと思いますので、事業の数やアドバイスによる効果を検証することも必要かと思いました。

（委員）

　そのあたりで整理をさせていただきたいことが一点ありまして、最初に事務局のご説明の中で、景観行政の役割の話がありましたが、景観行政団体が景観行政をできるという位置づけになっています。景観法を作る前段で国土交通省のお手伝いしながら一緒に作らせてもらいましたが、当初は、最初から市町村が景観行政をするように法律を用意していました。しかしながら、兵庫県や滋賀県が条例で先行して景観行政をしていたため、実態を把握しているのか、という話になり、小さい市町村では限られた職員の中で景観行政まで行うのはしんどいという話もあり、景観行政団体という仕組みが出来上がりました。都道府県、政令市、中核市が自動的に景観行政団体になりますが、それ以外の一般市町村では手を挙げた市町村だけが景観行政団体になります。そういう意味では、先ほどの委員のお話を違う面で見れば、景観行政団体にできるだけ早くなっていただくことによって、自らが景観アドバイザー会議や協議ができるようになります。一方で自らできるところを増やしていくということを平行すると、きめ細やかな景観指導ができていくのではないかと思いますので、ご検討をお願いします。

（委員）

　お話が戻りますが、先ほどの橋梁やモノレール等の線的に繋がっていたり、面的に広がっていくようなものは、個々の事業に対してアドバイスをかけるのも重要ですが、あらかじめ景観のガイドラインやマスタープランのようなものを作っておくと、道路整備が進んだり、橋梁が伸びていったりする際にも、最低限ガイドラインに沿いながら、マスタープランに合ったようなデザインが進められていくので、個々の物件から始まりますが、繋がるようなベースになるようなマスタープランを作っていただくことが重要になってくると思います。京都市では大学の施設はマスタープランをあらかじめ地区計画で校舎のデザインも含めて作り、校舎が建て替わっていく際に、マスタープランとどう整合しているかを景観審議会で審議していく方策をとっていますので、基本的に最初に作ったガイドラインで進んでいくことになりますので、そういうものが道路や橋梁、鉄道等にあっても良いかと思います。もちろん、地域のデザインがあるので、その都度考えることもありますが、最低限のプラットフォームを作るのも今後のことを考えると良い方策かと思います。特に部局をまたいだ場合は、最初にガイドラインを作っておくとお声がけしやすいように思います。

（事務局）

　私もはっきりとは覚えておりませんが、京都市や横浜市は景観ガイドラインを作られてたと思いますので、先行市の事例も勉強して検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

（委員）

　二点ございます。一つは先ほどもありました、市町村と大阪府の関わり具合。橋梁の場合は関係する２市と共同でやるということですが、大阪府だと主だった市町村は景観行政団体になっていますので、市町村のアドバイザー会議がある場合は、事前にどういうふうにやっていくのが双方にとってスムーズにできるのか調整しながらやるのも必要だと思います。

　先ほどの話に戻って恐縮ですが、ビュースポットについても、各市町村で例えば百景等の良好な景観をある程度選定されていますので、今回の募集でも自治体からもいろいろな応募があったかと思いますが、そのあたりとビュースポットとの立ち位置の違い、双方の景観行政の間で調整があった方が良いかと選定のときに感じました。例えば、良好な景観として選ばれているが、それを見る良いスポットがないというものが多くあります。逆にいうと、各市町村にビュースポットの募集時に伝えるかと思いますが、その際に、こういう視点で見てくださいというお話もされると、もう少しポイントをついたものがでてきやすいかと思いました。前に戻りましたけど、同様にPDCAサイクルをするときにも、市町村の視点と全体を通したガイドラインの大きな視点を役割分担した方が良いのか、それも併せて一緒に議論した方が良いのか。そのあたりを景観行政団体間で調整された方が良いかと思いました。

　もう一点は、こんごう福祉センターですが、参加させていただきましたが、非常に勉強になりました。こういう形でやるのはともて良いと思いました。設計の初期段階、プロポーザルのときから話し合うのはとても良いことだと思いました。またPDCAサイクルのPLANまではモデル事業として、基本設計まではひととおりしましたが、これから実施設計をして、事業実施後、最終チェックをしてそこででた意見をフィードバックするという過程がありますが、このあたりは同じようにモデルとして追いかけてやられるような計画なのでしょうか。

（事務局）

　まずは一点目の市町村との関わり具合ですが、アドバイザー会議につきましては、年度当初はあまり数がありませんでしたが、年度が進む中で他の部局と相談させていただき、数がでてきまして、市町村とのかかわり方をどうしていくかというのは課題だと思っております。橋梁については、八尾市と藤井寺市との調整が出来ていますが、それ以外の市町村についてもアドバイザー会議をお持ちですので、これから進めていく中で調整していきたいと思っております。

　また、ビュースポットにつきましては、第３回募集を控えておりますので、PRの段階で市町村と調整させていただきたいと思っております。

　二点目のこんごう福祉センターはPLANまで終了しており、これから工事発注をしていくということですが、追いかけていきたいと思っています。モデル実施の1つ目になりますので、PDCAの最後まで追いかけていきたいと思っております。よろしくお願いします。

　一点目の話のなかで大阪府がやっている事業は、府の目線で選定することは価値のあることだと思っております。一方で、委員の仰るように市町村は市町村で歴史のある中で自分の良いところは知っていますし、住民はそこにずっと住んでいますのでご存じのはずなので、そこで選ばれているものの中で齟齬があったり、逆にマッチングするところもあるかと思います。そこの相乗効果や相殺する部分が大阪府では分からないところもあると思っています。2年前からやっていますので、市町村にとってどうプラスになるかもっと議論したいと思っています。ご紹介させていただいた景観フォトラリーで府が選定したスポットに加えて市町村との連携もできるかと思っています。委員の意見に対しては同じ意見でございます。

（委員）

　大阪府の呼びかけで市町村の地域ブロックごとの連絡会議を有効的に使っていけば効率的ではないかと思いましたので、ご検討いただければと思います。

　先ほどの委員のお話のPDCAサイクルからは外れますが、かつて箕面の山並みをどうやって守っていくかということを箕面市にさせていただいた中で、箕面市民の意見でなるほどと思ったのは、箕面の山並みが一番見えているのは吹田市や豊中市ではないか、箕面市民だけが守る義務があるのか、という話になりましたが、吹田市民や豊中市民の方に箕面の山並みを一緒に守ろうというのは言いづらい状況で、最後は箕面市民の中から基金を募ろうということになりました。少し眺望を引いてみたときに単独の市町村だけで守っていくのは厳しいということもありますので、そこは大阪府も連携のプラットフォームを作っていただいてやっていくのはどうかと思いました。

　他にいかがでしょうか。それでは、既に動いていますので、今日のご意見を賜りながらより良い仕組みにしていただければと思います。

◆部会の設置及び今後の取組みについて

（事務局説明）

（会長）

　冒頭の部長のご挨拶にもありましたが、コロナ禍で感染が拡大しているなか、リモート開催の方が良かったのではないか、ということもございましたが、今後、コロナがどうなるか読めないところもございますので、ウェブ会議の導入ということでございますが、よろしいでしょうか。それと今後の取組みですが、先ほど部会委員を指名させていただきましたが、具体的な機動的な話は部会で行い、審議会としてはそれをオーソライズするという二段構えにさせていただきたいという提案でございます。これに関してご質問、ご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、事務局提案のとおりで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

　それでは、予定していた議題は全て終了しましたが、振り返りも含めまして、その他意見等ございますでしょうか。

（委員）

　疑義や質問ではございませんが振り返りということで、今日はビュースポット、公共事業のPDCAサイクルを含めて市町村との連携はどうなのかということについて、委員からご指摘いただきましてありがとうございます。ただ、事務局から、これは府の目線で選ぶわけではないが連携するところはしていきたいと、難しいところは景観と観光が混ざってしまうことが難しいところです。景観が積みあがっていくことによって、結果、観光スポットになるのが本来の姿であって、観光は集客とかではなく、地域が大事にしていたものをもっと大事にしていこうと。選定の意義というのは地域に住んでいる方や身近な方に愛着をもっていただき、しっかりとその意義を、景観の価値を分かってもらおうという府のスタンスを理解するところですし、今後も、しっかりと保存していくためにどうするかということも大事だと思います。そのためには、地域だけでは守れないので、活用というのもあると思います。難しいところもあると思いますが、今後、部会で特にビュースポットの第３回を選定いただけるということですが、市町村との連携もさることながら、景観本来の意味をしっかりとご議論いただいて、かつ、市町村でも支援できることがあれば事務局を通じて仰っていただければ、各部署を通じて連携させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（委員）

　仰っていることはごもっともだと思います。かつては、観光と住環境がバッティングした時期もありました。今もオーバーツーリズムということで問題になっているところもございますが、本来はバッティングするものでなく、お互いが調和していくものだと思いますので、委員の仰ったような形で進めていただければと思います。例えば、富田林の寺内町を守っていこうという話のときに入らせていただいたら、地域の人は、自分の家の前を見ず知らずの観光客に歩いてほしくない、という話で観光ということはおいて、どうやってこおんまちなみを住環境として守っていくかという観点で歩みをスタートした部分もあります。そういう意味では住民と膝をつき合わせながら、住民がまず良い方向に進められるようにやっていければと思います。そのためには、まず地元に近い市町村が動いていただき、それをいかに大阪府が支援していけるか、というかたちで進めていただければと思っております。

（委員）

　先ほど、土木の制度が足りていないという意見もあり、土木は都市整備部や港湾局だったりしますので、部内でないので話をしにくいかもしれない、と会長も仰っていましたが、議会になると同じ委員会でやっておりまして、そういう意味では話が進まないようであれば、議会を通せば話を聞いてくれる可能性もあります。そもそも大阪府は採用が一括でしていますので、国のように縦割りがないように思います。人事異動も部間でやっていますので、揉めることはないかと思いますが、理不尽なことがあれば教えてください。議会の方で頑張ってみたいと思います。

（委員）

　私はもともと建築をしていて今は土木で教えていますが、建築はデザインするという感覚がありますが、土木は機能面が表に出すぎていてそのあたりの温度差があり、そこの意識付けをしていくことがベースになると思います。先ほど事務局が仰っていたように建築は建築としてデザインしてきましたので、それなりのものになりますが、土木の機能面だけを考えておられる方が居たときに、景観面でのデザイン的にチェックした方が良いのではないかということですので、そのあたりは一緒に頑張っていきたいと思っております。

（事務局）

　誤解のないように一言だけ申し上げますと、技術職ということで人事交流もしていますので、まだ始まったばかりの制度なので、これから都市整備部の案件にアプローチしていきたいと思っておりますので、何かありましたらご支援よろしくお願いします。

（委員）

　先ほども申し上げたように、民間建築物であれば届出制度になるので話は出来ますが、公共事業だと義務になっておりませんので、そのあたりをいかに相談に乗れるような関係になっていくかが非常に重要だと思いますので、一緒に頑張らせていただければと思います。

（事務局）

　先ほどの橋梁の担当者とは、昔、一緒に事業をしており、話をする機会がありました。建築は先ほど会長からもありましたが、ディティールのデザインの美というふうに私も言っており、土木の職員は土木構造物は力学の美を表していると言っていまして、土木は土木の美があるのかなと感じたところでございますので、今後ともご支援、ご助言よろしくお願いいたします。

（委員）

　私も長らく土木工学科で教えており、周りの先生方と話すときに、設計という言葉を使ってはいますが、事務局も仰っていましたが意味が少し違うように感じました。土木の設計はものをつくる設計が多く、建築は空間を設計しているので、そのあたりの感覚の違いが同じ設計という言葉を使いながらも感じました。そこはもともとのベースの違いもありますが、良いところは協議の中で上手く進めていただければと思います。ただ、ベースの違いがあるということは認識していた方が誤解は生じないかと思います。

（委員）

　今の話で思いましたのが、この３年程、土木学会のデザイン賞の審査委員をやっていますが、最先端の審査基準ですと社会性や地域への貢献度があり、例えば、橋梁が強靭に作られるだけでは評価されず、美しくて地域に何をもたらしたかが評価項目になっています。もののデザインでは評価されず、強靭であり、土木の本来の目的は当たり前であり、それ以上のことがどこまでできるかが公共物全体、駅前広場もそうですが、あらゆるジャンルがそういう視点で語られているのが最先端だと思います。そう考えると、あらゆるものが全てそうあるべきだというのは無理だと思うので、今回作る橋はちょっとしたものだということもありますので、でも、目指すべきところは20年前と違うということを明らかに自覚すべきで、それは専門家もそうですが、行政も当たりまえですが、政治の方もそのことを意識していただいて、デザインの良さは当たり前で、社会にどうなのかということを問うて良いということだと思います。気になったのが、あえて申し上げると、建築と土木が違うというのはちょっと古いと思いまして、社会性のことでいくと同じなので、そこを問うていくと同じ議論ができると思います。そうなっていかない限り脱却しないように思いました。

（委員）

　先ほど、事務局からも誤解のないようにということでお話がありましたが、お互い自負を持って自分たちの責任で作っているので、自負がある者同士だから、他人に相談をしなくても我々に任してくれというのも事実だと思いますので、協議の場が持ちにくいと思います。そのあたりは、いろいろな方のご意見を聞けば聞くほど、更に良いものができるという感覚がお互いにできてくると協議の場所もどんどん自主的に増えてくるのではないかと思います。

（事務局）

　誤解のないようにもう一度申し上げますと、土木の担当者とは話の初めのきっかけをした段階です。建築のデザインの考え方と土木のデザインの考え方があるよね、というところから始まり、委員の仰った社会性について、社会が求めるものについてどうあるべきかは、今後、ステップを踏んで協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（委員）

　単純化しすぎた話をして誤解が生じてしまっているのかと思います。専門分野の違いなどでも考え方が違ったりしますので、ざっくりと整理をしてしまうがゆえの誤解だったかと思います。

（委員）

他にありますでしょうか。それでは、委員からの投げかけもあり、根本的な議論ができたかと思いますので、それも参考により良い景観づくりに役立てていただきたいと思います。ありがとうございました。

（事務局）

　本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。本日いただいたご意見をもとに取り組みを進めてまいりたいと思います。

　それではこれを持ちまして令和３年度第１回大阪府景観審議会を閉会させていただきます。